

5 佐藤英行議員

1 農地利用の現実と、今後の農地、農業のあり方は



1 農地利用の現実と、今後の農地、農業のあり方は

第一次産業は二次産業、三次産業へと続き、さらには第六次産業へ向かう根源的産業である。第一次産業の農業は将来の生命を約束する使命を負っている。当町においての農業は、水田と酪農が主となっていると認識している。酪農の現実には、昨年1件が廃業し現在搾乳しているのは2件となっている。そのうち1件が廃業を考えていると聞いている。敷島内地区の転作田を牧草地とし、耕畜連携を行って、酪農経営してきた。廃業することによりこれまで牧草地として利用されてきた耕作地が荒廃地となることが予想される。岩内町における酪農は、津田仙氏が設立した学農社農学校で学び、津田仙氏より北海道の開拓を進められた、明治13年老古美に居を構えた安達定吉氏を嚆矢とする。安達牧場は民間牧場でホルスタイン種を飼育した最初の牧場と言われている。また、明治38年に倉島牧場が創業している。

このように岩内町の酪農は歴史が深い。地域への酪農の広がりも地元にある集荷から販売までするシステムが確立されてきたからであろう。多いときには、搾乳をしていた酪農家は、10件を超えていた時もあった。水田は宮園地区で基盤整備事業を行い、島野地区では戦後の食糧増産政策に伴い、村民に5反区分けして造田を推進してきた。

そこでお伺いします。

現在の農地の総面積は。その作付け内容は。不耕作面積は。

酪農の廃業にともない牧草地として利用されていた耕作地が荒廃地となる可能性が高いが、それに対する対策は。

担い手不足による遊休農地に対する対策は。

生産者の高齢化、後継者がいないなどの現実を踏まえた、岩内町における農業のあり方はどのように考えているのか。

町の農業の担い手の数は、担い手の定義は。

今後の担い手の状況と農地の利用はどのように想定しているのか。

地域おこし協力隊の木村秀彬氏のホワイトアスパラガス生産の記事が5月27日、朝日新聞の全国版夕刊一面に載っていた。行政として今後も支援が必要と考える。

農業に従事している地域おこし協力隊の任期切れ以降の支援方法は。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、現在の農地の総面積はについてであります。

令和5年作物統計調査における、本町の耕地面積は348ヘクタールであります。

2 項めの、その作付内容はと、3 項めの、不耕作面積はについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

本町における作付作物については、水稻、牧草、小麦、かぼちゃなどであります。なお、不耕作面積については、数値としての把握は困難であります。遊休農地については、毎年、農業委員会が行っている農地パトロールにより、新たな遊休農地の箇所、所有者などの把握に努めていところであります。

4 項めは、酪農の廃業にともない、牧草地として利用されていた耕作地が荒廃地となる可能性が高いが、それに対する対策はについてであります。

これまで、農業者や酪農家から廃業などについての相談があった場合には、本人の意向などを確認した上で、相談者に即したアドバイスを適宜対応してきているところであり、今後においても、そのような相談があった場合には、JAきょうわなどの関係機関と連携を図りながら対応してまいります。

5 項めは、担い手不足による遊休農地に対する対策はについてであります。

遊休農地の対策については、毎年、農業委員会が行っている農地パトロールなどにおいて、農地の利用状況を把握し、発見された場合には、農地所有者へ意向調査を実施するなどし、農地が適正に管理されるよう対応しております。

今後におきましても、新たな遊休農地の発生防止のため、関係機関からの情報収集を図りながら、状況に応じた遊休農地対策を講じてまいります。

6 項めは、生産者の高齢化、後継者がいないなどの現実を踏まえた、岩内町における農業のあり方は

どのように考えているのかについてであります。

農業者の高齢化、後継者不足については、本町のみならず、全国的な課題であるものと考えておりますが、令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法等の改正法により、基本構想を策定している市町村は、農業者からの意向調査や農業委員会など関係機関との協議に基づいた、地域農業の将来のあり方を定めた地域計画を今年度末までに策定することとなり、策定にあたっては、現在の農地面積を維持することを基本とした、農地の10年後の耕作者を記した図面を目標地図として示すこととなっております。

そのため、町といたしましては、この地域計画において本町における将来の農業のあり方を示すこととしております。

7 項めは、町の農業の担い手の数は、担い手の定義はについてと、8 項めの、今後の担い手の状況と農地の利用はどのように想定しているのかについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

農業の担い手の定義については、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者に該当する者とされており、本町における担い手の数は、認定農業者が9人、基本構想水準到達者が3人の計12人となっております。

町といたしましては、現在の担い手の年齢構成が、

60歳以下は、50代が1人、40代が2人、30代が1人となっていること踏まえた場合、担い手の数は減少せざるを得ないものと考えますが、現在、地域おこし協力隊の農業支援員として活動している者が、本年8月の任期満了後

も本町において新規就農者として営農する旨を伺っており、今後においても、積極的に新規就農者の受け入れを図るほか、JAきょうわなどの関係機関と連携を図りながら、農地の保全に努めてまいります。

9項めは、農業に従事している、地域おこし協力隊の任期切れ以降の支援方法についてはあります。

当該地域おこし協力隊員は、令和3年9月1日付けで、町内の農業振興に係る地域協力活動を勤務内容として着任、本年8月31日をもって任期満了を迎えることとなり、その後、町へ定住する旨伺っております。着任後の3年は、農家民泊を営みたいとしたビジョンをもとに、強い意欲をもって町内農業者のご理解とご協力をいただきながら、米づくりや酪農などの農作業に汗を流し、経験を重ね、農業の基礎を学び研鑽を積んだところであります。

こうした中、当該地域おこし協力隊員は、町が産業活動支援のひとつとして、アスパラガス発祥の地の歴史的ストーリー性を活かしながら、ホワイトアスパラガス栽培の復活に向けて生産に着手し、本年5月、初収穫を迎えたところであります。

町といたしましては、ホワイトアスパラガスの栽培復活に向けて支援を行ってきたところであり、今後も、ホワイトアスパラガスなどの地場製品のブランド化を目指す考えでありますので、今後においても継続して支援が必要と考えております。

いずれにいたしましても、任期満了後に安定し自立した農業経営までには、時間を要するものと考えておりますので、新規就農者に対しての資金面と生活面を支える助成金制度、農業次世代人材投資資金など、国や北海道の助成金制度の活用なども含め支援してまいりたいと考えております。

< 再 質 問 >

総面積が348ヘクタールということなんですが、その内の不耕作面積を把握していないということが、先ほど答弁の中でありました。耕作面積、不耕作面積がわからないのに、耕作面積も当然わからないちゅう格好になるので、現実をきっちり押さえていないんじゃないかという判断をさせていただきます。それで、岩内町にも農業振興地域があって、いわゆる優良農地の確保という意味でそういうゾーンをしているわけです。無秩序な開発を抑制するためのことでもあります。先般、今パブリックコメントをしています、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画基本方針案ということで、今パブコメしておりますが、その中でやはり、優良農地の確保という項目があります。それを348ヘクタールという、いかにも、今の、先ほどの30代40代50代合わせて、今現実には4人しかいない。木村氏が入っても5人しかいない、いう中でこの面積は無理だろうと思うので、最もやっぱり優良農地の確保という意味では、農業振興地域の新しいゾーン化が必要ではないかと思っておりますので、その辺について再答弁をお願いしたい。

【答 弁】

町 長：

本町における348ヘクタールについては耕地面積であり、耕作面積とは異なるため、水田など一部補助金等の対象となる耕作面積は把握しておりますが、不耕作面積については把握が困難であるところでもあります。

なお、本町における農業振興地域内の農用地区域の見直しにつきましては、今後、農業委員会、JAきょうわなどの関係機関と協議を行いながら、状況に応じて検討を進めてまいります。